

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市遺族会補助金
補助事業等の目標	遺族会運営・活動経費への補助。時代の推移に順応する遺族問題に対し、協議、遺族相談に応じてもらい、問題解決を図る。
補助事業等の対象者	諏訪市遺族会
補助対象経費	諏訪市遺族会運営・活動経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、77,000 円を上限とする。 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 事業費 850,000 円の概ね 1 割相当の補助額で、運営資金の一部となっている。
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	—
補助事業等の終了時期	【終期が3年を超える場合の理由】 遺族問題解決のため継続した補助が必要。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 社会福祉課 社会係

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正 (令和 2 年 4 月 1 日 施行)

令和 3 年 11 月 9 日 一部改正 (令和 3 年 11 月 9 日 施行)